

議案第3号

木津川市森林整備等基金条例の制定について

木津川市森林整備等基金条例を別紙のとおり制定する。

平成31年2月21日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

平成31年度に創設される森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）に合わせて、森林整備等の事業を効率的に行うため基金を新設するものです。また、京都府が平成28年度から導入している「豊かな森を育てる府民税」についても、この基金で対応するものです。

木津川市条例第 号

木津川市森林整備等基金条例（案）

（設置）

第1条 森林整備、森林を守り育てる意識の醸成その他の森林環境の保全に資する事業に要する経費の財源に充てるため、木津川市森林整備等基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

（繰替運用）

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

## 政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第3号 木津川市森林整備等基金条例の制定について										
担 当 課	農政課 農業振興係										
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	「森林環境譲与税（仮称）」や「豊かな森を育てる府民税」を活用した、森林整備等の事業を円滑に効率的に行うために必要です。										
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成31年1月 9日 調整会議</li> <li>・平成31年1月16日 政策会議</li> </ul>										
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無										
市総合計画の位置付け	<table border="0"> <tr> <td>基本方針</td> <td>6 環境と調和した持続可能なまちの創造</td> </tr> <tr> <td>施策目標</td> <td>(1) 地球環境と身近な自然の保全と継承</td> </tr> <tr> <td>施 策</td> <td>31 身近な自然の保全と活用</td> </tr> <tr> <td>施策の実現に向けた主な取組み</td> <td>①木津川や山々の緑の保全と育成</td> </tr> <tr> <td>主な事業等</td> <td>里地里山保全対策の検討</td> </tr> </table>	基本方針	6 環境と調和した持続可能なまちの創造	施策目標	(1) 地球環境と身近な自然の保全と継承	施 策	31 身近な自然の保全と活用	施策の実現に向けた主な取組み	①木津川や山々の緑の保全と育成	主な事業等	里地里山保全対策の検討
基本方針	6 環境と調和した持続可能なまちの創造										
施策目標	(1) 地球環境と身近な自然の保全と継承										
施 策	31 身近な自然の保全と活用										
施策の実現に向けた主な取組み	①木津川や山々の緑の保全と育成										
主な事業等	里地里山保全対策の検討										
概 算 事 業 費 ( 単 位 : 千 円 )	<input type="checkbox"/> 単年度（ 年度 ） <input type="checkbox"/> 複数年度（ 年度 ） 基金の設置自体に経費を要しない										
将来にわたる効果及び 経費の状況	「森林環境譲与税（仮称）」と「豊かな森を育てる府民税」による収入を特定財源として年度繰越を行うことが可能となり、森林整備等の事業を円滑に効率的に行うことができる。 なお、基金の設置自体には、将来にわたって経費を要しません。										